

| 項番 | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 「ビル管理会社の管理するビルの入居企業の従業員あるいは住宅居住者ほか」というスキームは、実質的に単数の運送需要者と認められますか。 | 当該ビル管理会社が、当該ビルの入居企業の従業員及び住宅居住者を「取扱客」として輸送する形態が想定される場所ですが、その場合、当該ビル管理会社は「単数の需要者」として認められます。なお、個別事案に応じて、運送契約の単一性や運送目的の同一性等の観点から個別に判断の上、上記以外の輸送形態も認めることは可能です。 |
| 2 | 問1のビル管理会社の管理する物件が、路線又は営業区域で定義する営業区域内に複数存在する場合、各物件の入居企業及び住宅居住者も同一の需要者として適用されますか。 | 同一のビル管理会社が管理する複数の物件において、当該ビル管理会社が、当該ビルの入居企業及び住宅居住者を「取扱客」として輸送する形態が想定される場所ですが、その場合、当該ビル管理会社を「需要者」として認めることが可能です。なお、個別事案に応じて、運送契約の単一性や運送目的の同一性等の観点から個別に判断の上、上記以外の輸送形態も認めることは可能です。 |
| 3 | 同一目的であれば、工業団地でなくても複数ビルを目的地又は乗車地とすることはできますか。 | 例えば、上記問2で回答したような形態であれば、工業団地に限らず複数ビルを目的地又は乗車地とすることはできます。 |
| 4 | 取扱客を、「ビル管理会社の管理するビルの入居企業の従業員あるいは住宅居住者ほか」というかたちで、住宅居住者も含めることは可能でしょうか。 | ご記載内容は、問5と関連した事例と推察いたしますが、需要者として当該ビル管理会社が自己の施設（当該ビル）を利用させることを事業目的として、取扱客（入居企業の従業員・住宅居住者）を需要者の負担で送迎することに十分合理性が認められる場合は、問題のないものと思料いたします。 |
| 5 | 「一つの管理会社が管理する複数ビルのユーザー（入居企業の従業員・住宅居住者）のより利便性の高い交通手段の確保」は事業目的とし | 問4の回答のとおりになります。 |

| | | |
|----|---|--|
| | て問題ないですか。 | |
| 6 | 営業区域は行政区を跨いで設定することはできますか。 | 需要者の需要と整合性があれば可能となっております。 |
| 7 | 営業区域として設定可能な広さを表す目安はありますか。 | 県や市区町村単位が目安として考えられます。 |
| 8 | 営業区域を設定した場合、営業区域内は固定のルートではなく、自由に走行できますか。 | 発地又は着地が営業区域内であればよく、固定のルートである必要はございません。 |
| 9 | 営業区域内に多数のスポット（バス停のようなもの）を設け、ルートは固定せず設定したバス停を取扱客の需要に応じて走行することはできますか。 | 特定旅客運送事業において営業区域として許可する場合はルートを固定する必要はございません。 |
| 10 | 例えばオフィスや商業施設からなる複合施設を対象に問1～6、8、9を実現させようとする場合、「公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれ」があると判断されるのか、判断の基準と合わせてご教示ください。 | 例えば、一般路線バスとほぼ同様のルートを運行し、当該路線バスの経営に影響が出ることで、利用者の利便性が低下する場合が、「公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれ」に当たる可能性があります。想定されている具体的な内容をお聞かせ頂きながら判断できればと考えておりますので管轄の運輸局又は運輸支局等にご相談をお願いします。 |
| 11 | 公衆の利便が著しく阻害されることとなる場合、コロナ禍における特例として、3密を回避し、取扱客の安全安心を目的に、同内容での申請を認めてもらうことは可能でしょうか。 | 公衆の利便に関する要件については上記のとおりとなりますが、想定されている具体的な内容をお聞かせ頂くことで、御助言等をさせて頂くことも可能ですので管轄の運輸局又は運輸支局等にご相談をお願いします。 |